

NACSとは

当協会は、1988年に「消費者利益と企業活動の調和を図り、社会に貢献する」ことを目的に設立された消費者団体で、2011年には内閣総理大臣より公益認定を受けました。会員は、内閣総理大臣・経済産業大臣認定資格「消費生活アドバイザー」、日本消費者協会認定資格「消費生活コンサルタント」、国家資格である「消費生活相談員」の有資格者、及び前記資格者と同等以上の専門的な知識と経験を有する者で構成されています。現在、2,000人を超える会員が全国7支部に所属し、企業や行政、地域社会において、消費生活の専門家として活躍しています。

入会について

● 個人会員

入会資格 消費生活アドバイザー
消費生活コンサルタント
消費生活相談員

会費 入会金 3,000円
年会費(4月～翌3月) 10,000円

入会申込 <https://nacs.shikuminet.jp/members/pre/>



● 賛助会員

当協会の目的に賛同し、公益活動にご協力いただける自治体や企業、団体の皆様に賛助会員となっていただき、当協会をご支援いただいております。詳細はホームページ、または事務局までお問合せください。

会費
1口 100,000円(4月～翌3月)から

NACSビジョン2030

VISION
ビジョン

2030年のあるべき姿

さらなる安全・安心な暮らし、そして持続可能な未来へ

私たちは、社会環境の変動にしなやかに対応し、消費生活全般において、安全・安心に暮らせる社会の構築に貢献します。

MISSION
ミッション

使命・目的

消費者の権利の擁護および利益の増進に関する事業を行うとともに、企業、地域社会、行政等多様なステークホルダーと協働し、消費者利益と企業活動の調和がとれた持続可能な社会の形成に貢献します。

ビジョン・ミッション実現に向けた具体的な行動指針

1. 時代の変革がもたらす新たな便益をすべての消費者が享受できる社会の構築に取り組む
2. 社会の一員として、消費者課題への対応力の向上と自律性を醸成する消費者教育・啓発を推進する
3. 様々な要因によって生じる消費者問題の解決に取り組む
4. 消費者、企業、行政及び地域社会等のハブとして連携・協議を進める
5. 会員の多様性、専門性、先見性を活かした相互研鑽と活動の場を創出する

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
(NACS)

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2F
TEL.03-6434-1125

お問合せ先 NACS 事務局
nacs-jimukyoku@nacs.or.jp

ホームページ <https://nacs.or.jp>
NACSチャンネル https://www.youtube.com/c/nacs_channel



NACS

入会のご案内

NACS Smile



このページの図柄には、
NACSで作成した教材の
表紙デザインを採用しています。

公益社団法人
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

3本の柱を中心に幅広い公益活動を行っています



01 消費者相談

自治体における平日電話相談を補完する消費者相談を週末に実施し、毎年10月には、NACSが着目するテーマを定めて「消費者トラブルなんでも110番」事業を行い、消費者トラブルの解決に努めています。



NACSの歩き方

ネットワークづくり

所属支部で開催される各種イベントへの参加を通じ、会員相互の交流を深め、新たなネットワークが構築できます。支部の各種自主研究会に所属し、仲間との共同研究にも参加いただけます。



02 消費者啓発

全国の学校や自治体・企業から消費者教育の要請を受け、講師を派遣しています。教材やテキストも豊富にそろえており、変化の激しい時代に即応した内容を提供しています。



情報提供

消費者を対象に広報誌「NACSnews」を年4回、「NACS メールニュース」を毎月発行し、消費生活に関する最新情報を提供。また会員には「事務局お知らせ」の配信や、全国の支部ごとに発行する「会報誌」のお届けもしています。



学びと専門性向上

知識のアップデート、スキルアップに役立つ多彩なセミナーを開催。いずれも無料、もしくは会員優遇価格で受講できます。また環境、金融、ICT、標準化、消費者志向経営など個別の消費者問題を扱う専門委員会、自身の専門性を磨く機会もあります。



活躍の場、社会貢献

学校や自治体セミナーでの講座講師、政府審議会等の委員、企業モニター等 NACS の外での活躍機会を提供。また消費者教育教材開発、消費者専門資格受験対策講座や NACS 主催の講座・セミナー講師、消費者相談対応などでも資格を活かし社会に貢献するチャンスがあります。

